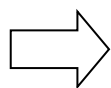


話を集中して聞けるように

<児童の姿>

集まって話を聞く時に、周りにいる友達の気を引こうとしたり、周りのことが気になって動き出したりしてしまう。



<具体的支援>

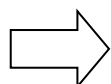
- ・話に集中できるように、視覚刺激の少ない方を向いて座る場所を設定する。
- ・他児との距離をとって椅子に座る。
- ・椅子が使えない場合は、マットに個々のマークを貼るなどの工夫をする。
- ・話の内容を絵や図でかきながら説明し、理解できているかどうか確認しながら進める。

座って話を聞いている時は、アイコンタクトで認めていくとよいです。常に指導者・保育者が「あなたを見ている」と視線を送ります。

気持ちの切り替えができるように

<児童の姿>

自分の思いが通らなないと、友達を押したり蹴ったり叩いたりする。



<具体的支援>

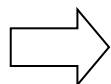
- ・その場から離し落ち着かせ（抱きしめる、深呼吸させるなど）、本児の思いを聞く。
- ・コミック会話やどんなきもちカードで状況や気持ちを整理したり、相手に気持ちがあることを分かりやすく伝えたりする。
- ・事前に、テンションが上がり過ぎないように活動を工夫する。

- ・衝動性が強く、自分の気持ちをコントロールしにくい子どもは、その子どもに合った“気持ちを切り替える支援”が必要です。
- ・相手の感情を理解することが難しい子どもは、絵カードやコミック会話を使用することにより、状況や相手の気持ちを視覚から感じることができます。

不安感を和らげるために

<児童の姿>

初めてのこと、新しいことになかなか取り組めない。取り組むまでに時間がかかる。



<具体的支援>

- ・事前に視覚支援やシミュレーションで内容を知らせたり、やってみせたりするなど具体的に分かるように伝える。
- ・納得し理解して取り組めるように援助し、自信や達成感をもたせる。
- ・目標や終わりが分かるように目標カードを作成する。

苦手な活動は、自信のある活動と組み合わせ、次に楽しみがあるという体験をすることで、見通しをもって参加できるようにします。目標の設定は無理なく、少し頑張れば到達できるところに設定し、達成感や満足感を積み重ねていきます。

保育室や園・所庭の環境づくり

保育室や園・所庭は、視覚支援や環境の工夫を行うことにより、困っているこどもの理解を助け、見通しをもって安心して行動できるようになります。以下は、その一例です。

乳児保育室

食寝分離

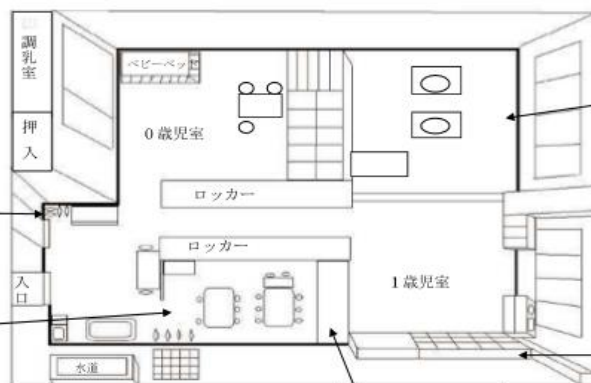
食事スペースと午睡・遊びスペースを分け生活していく室内環境です。
食事→遊び→食事→午睡と、こどもが「次はここで〇〇する」と生活の流れを理解し活動できるよう部屋を作っています。
分離することが難しい保育室の場合は、こどもの動線を考え、見通しを持って生活できる環境を工夫できるといいですね。



トイレ用タオルフック
着替え用椅子



食事・制作コーナー



汽車・ブロックコーナー
午睡 コーナー



ままごと 玉落とし
ポットン
カップ



棚を利用した
遊びコーナー

幼児保育室

保育室・所庭の環境づくり

保育室の構造化 4歳児室



粘土コーナー



作り方がわかるように
写真をはっています。



パズルコーナー



朝の会で一日の手定を確認します。座る場所は個人のマークをはっています。



グループごとでお絵かき
ファイルをつけています。



自分で色鉛筆を出してきてお絵
かきやぬり絵を楽しみます。

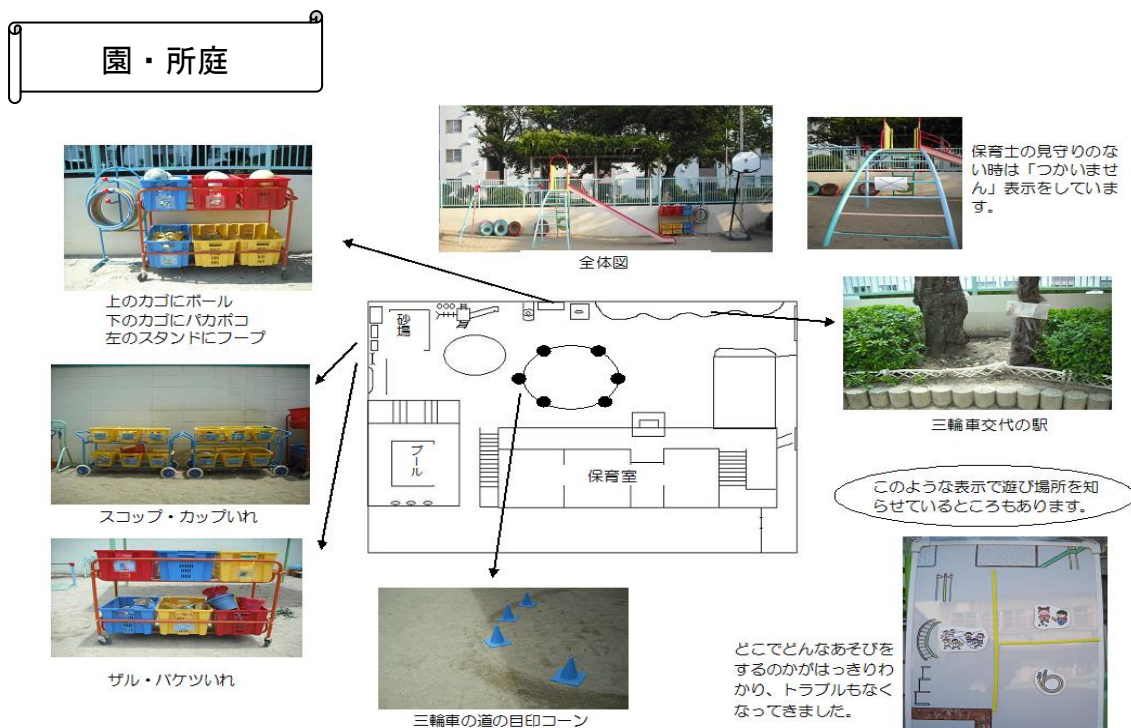


ブロックを使わない時は
カーテンを開けています。



ブロックを使う時は
カーテンを開けます。





(3) 支援体制づくり ～ 保護者とともにすすめる支援 ～

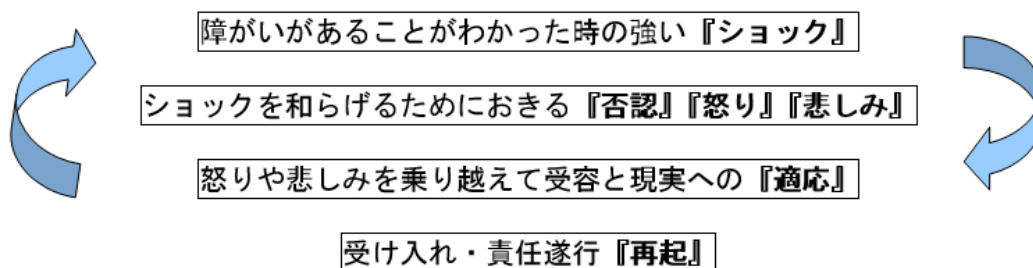
保護者が子どもの障がいの状況を受容するまでのプロセスは人によって異なり、それは一度で終わるものではなく、様々な場面で繰り返されます。保護者の気持ちや考えにじっくりと耳を傾けながら、日々の保育の中では丁寧な行動観察に基づいた支援を続けることが大切です。

また、どのような関わりをすると子どもが分かりやすいのかを具体的に保護者に伝え、家庭とともに子どもの理解に努めていくことが大切です。

保護者と信頼関係を築き、適切な支援があることで、子どもの自己肯定感が高まり、生活や遊びが豊かになります。保護者と互いに喜び合えるように連携を深め、支援を継続していくことが大切です。

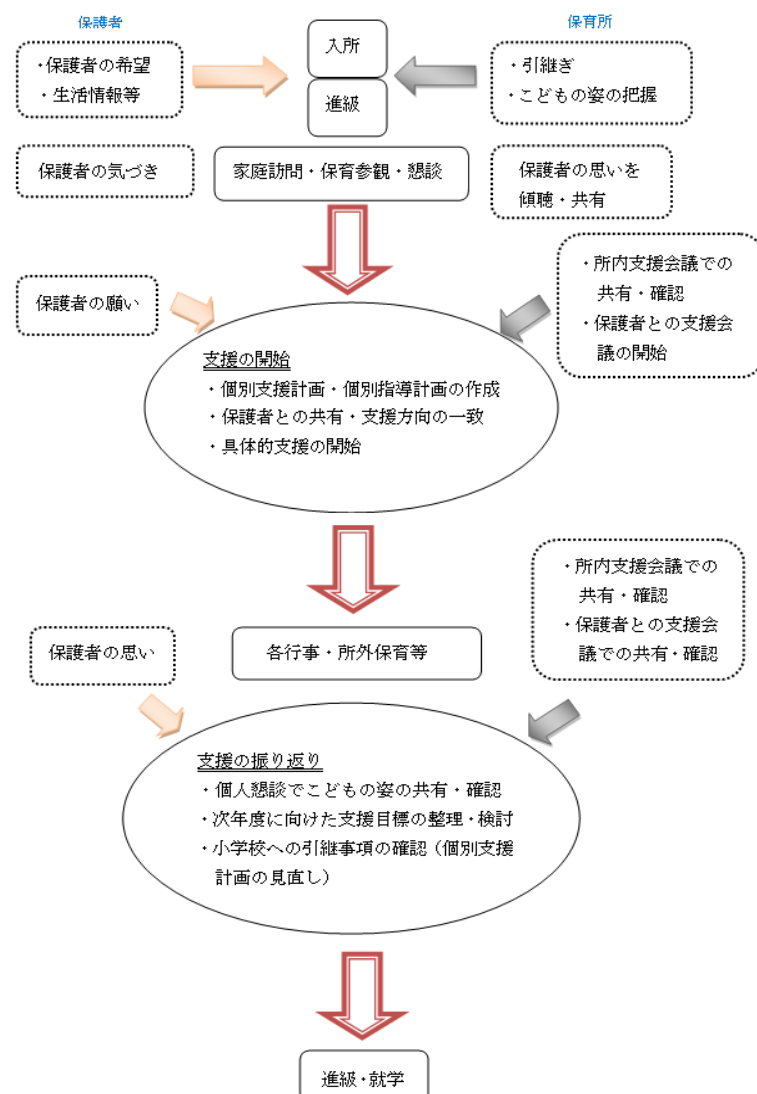
特別支援教育・障がいのある子どもの保育については、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも一人ひとりの発達過程に配慮し、障がいの状態に応じた計画作成の重要性が述べられています。

乳児期から学校卒業まで一貫した適切な支援を行うための個別の支援計画、また、これを踏まえ具体的に一人ひとりのニーズに応じた目標、支援内容をまとめた個別の指導計画を作成して取り組まなければなりません。そして必要に応じて保護者と一緒に支援会議をもち、子どもの姿と具体的支援について確認し合うこと、子どもの実態把握をもとに保護者や関係機関と連携し、支援にあたっては職員全体で共通理解を図り、統一的な支援が行えるように支援会議等で確認し合うことも重要なことです。



障害受容のプロセス
(ドロータ, 1975)

それぞれの段階の長さは人によって異なり、プロセスも一度で終わるものでなく、さまざまな場面で繰り返されます。



できた！わかった！たのしいよ！パートⅡより 抜粋

＜保育所 個別支援計画 様式例＞

個別支援計画作成におけるポイント

- ※ 障がいのあるこどもも一人一人のニーズを把握し、長期的な視点で支援していくという考えのもと保育所が中心となって関係機関と連携し、的確な保育を行うための計画です。
- ※ 保育所在籍中におけるこどもの状況をこの1枚に記入します。
- ・生育歴、相談歴(いつ、どこで、誰に)、受けた検査の種類と検査結果
診断名称、経過、治療

- ・生育歴、相談歴(いつ、どこで、誰に)、受けた検査の種類と検査結果、診断名などを記入します。
- ・診断名の他に特性があれば記入すると計画が立てやすいです。

個別支援計画（例）

個別支援計画（例）				平成	年度
児童名	性別	生年月日	担任	障がい・疾病等の状況	手帳の有無
	男・女	平成 年 月 日	()歳児クラス担任		身体障害者手帳()手帳(級) 療育手帳 A・B1・B2 精神障害者保健福祉手帳 1級・2級・3級 特別児童扶養手当 1級・2級
		入所年月日	()歳児クラス担任		
		平成 年	・保育所在籍中におけるこどもの担任が分かるように記入します。		
医療・相談機関		関係機関からの支援や情報			
・関係諸機関及び担当者名を記入します。病院ならば主治医名、福祉機関ならば担当者名を記載し、連携が取りやすいように連絡先も記載されていることが望まれます。		・作成の過程においてこどもの関係する機関の人々と、どのように連携し、どのように共通理解を図ったか、こどもの様々な生活の場面でどのような支援がされ、どのように評価されたかを確認することが大切です。			
保護者の願い			支援の目標・内容		
・障がいのあるこどもが将来にわたり、豊かな生活を送ることを願い、「こうありたい」という保護者のニーズを記入します。 ・保護者の連携については、保護者の不安や緊張を和らげ、安心感をもってもらうことが大切です。「傾聴」「共感」「受容」の姿勢で臨むことが大切です。 ・保護者は支援者として支援計画の作成・実施・評価等すべてに関わり役割を果たします。保護者の願いや思いを十分に受け止め支援計画に共通理解を図ることが必要です。			支援目標 ・一人一人のニーズに応じて的確な支援を行うために、保護者も支援者の一人として、その思いや願いを十分に聞き取り、関係諸機関と話し合いを持ちながら協力して支援目標を設定します。 支援の内容 ・支援目標を達成するために実際どのような支援が必要となるのか、保育・医療・福祉関係機関の協力を得ながら作成することが必要です。		
この内容の支援をお願いします。			保護者名		

(保育所)

＜保育所 個別指導計画 様式例＞

- ※ 個別支援計画をふまえ具体的に一人一人の保育ニーズに応じた指導目標、支援内容等をまとめた計画です。
- ※ クラスの指導計画をベースにして、この指導計画を作成します。
- ※ 1ヶ月ごと ～ 4期に分ける等、こどもの姿に合わせて記入をします。
- ※ 文章は、端的にかつ肯定的な表現にし、保護者と共に作成することもふまえ十分な配慮が必要です。

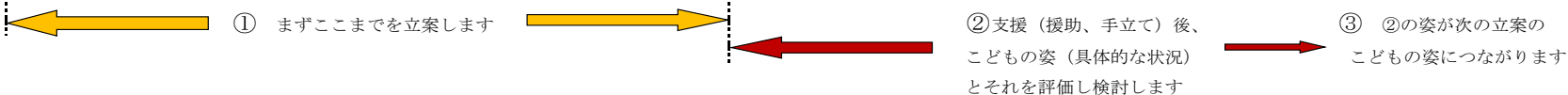
個別指導計画（例）

児童名		月～ 月		平成 年度	
クラス年齢		家庭の様子		所長	担任(記録者)
		・支援に繋がる家庭でのこどもの様子を具体的に記入します。			
項目	児童の姿	ねらい	具体的な援助・具体的な手立て	具体的な状況	評価・今後の課題
生活面	・生活・運動・身体面・認識・言語・社会性等の項目を必要に応じて記入してください。	・スモールステップで目標を立て、少し努力すれば達成できるものにします。	・手立ては環境面と援助面の両面から考えることが望ましいです。	・具体的な援助・手立てを行った結果として、こどもの姿を具体的に客観的に記入します。	・具体的な状況から評価・今後の課題を出し、次のねらいにどう生かしていくかを考えます。 ・ここで具体的な評価をしておくこと次のねらいとつなげていきやすいでしょう。
運動・身体面		・こどもの立場で「～をする」等、具体的に表現します。			
認識・言語面	・4. 5歳児では意図的に認識面のねらいを入れておく方が望ましいです。		・保育士の立場で、ねらいを達成するために、どのような支援、課題を、どのような場面で行うかについて援助を具体的に記入します。		
コミュニケーション面	・広汎性発達障がいのあるこどもは社会性とコミュニケーション面で問題が生じやすいため、項目を分けて細かくおさえていくことが望ましいです。				
その他				・保護者も支援者の一人として、保育に積極的に関わることができるよう保育内容の確認を行い、サインを求めます。	
この内容の支援をお願いします。				保護者名	

個別指導計画（例）

児童名	
クラス年齢	
項目	児童の姿
生活面	
運動・身体面	
認識・言語面	
コミュニケーション面	
その他	

計画作成時の手順



＜幼稚園の個別の教育支援計画 様式例＞

名 前			生年月日 平成 年 月 日生
在園時の 担任	3 歳児	担任名を記入する	
	4 歳児		
	5 歳児		
障がいの状況 入園前の様子、 相談歴、発達検 査の記録 等	生育歴、相談歴(いつ、どこで、誰に)、受けた検 査の種類と検査結果、診断名等を記入する。		
実 態			
生 活	食事、衣服の着脱、排泄、睡眠のリズムにつ いて記入する。		こ と ば 理解している語彙、使っている語彙の状態、 何語文を使っているか、年齢相応に会話が 成立しているかについて記入する。
健康・ 運動	発育、疾患(持病、アレルギーなど)について の情報、運動発達の状態(粗大運動の発 達)について記入する		行 動 注意の持続、多動・衝動性の有無、危険なこ とをするか、について記入する。弱い点ばかり ではなく、強い点についても記入を忘れないこと。
あそ び	興味関心のあるもの、手先の器用さにつ いて記入する。		社 会 性 興味関心の持ち方(こだわり)、対人関係のと りかた(大人や同級生との関わり)、感覚の問題 (過敏、鈍感さ)について記入する。
本人・保護者 の願い			
支援の目標	どのような場面で、誰が、どのような支援や指導を行 うかを園内委員会や関係者で話し合って記入する。		
必要と思われ る支援	園での支援	本人・保護者と共通理解のもと、個別に必要と される配慮、変更、調整について記入する。	
	家庭での支援		
合理的配慮の 観点項目と 具体的な 支援内容	項 目	内 容	
	①-1-1	保育後に個別の指導を行うことで、友達との関わり方や、自分の気持ちの伝え方等を指導する	
	①-2-1	「悲しい」などのマイナスな言葉かけに不安を感じやすいので、不安に感じない言葉にかえて伝える	
	②-1	吃音の指導については言語聴覚士からの指導をうけ、発達に関しては	
学校における「合理的配慮」の観点について 【 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm 】			
関係機関から の支援情報	支援機関		
	支援内容		
	支援機関	医療機関、福祉機関などの情報(連絡先、担当者等)	
	支援内容	や、所見、支援内容について記入する。	
評価・引継事項	教育的支援の成果、次年度の 引継ぎ事項を記入する。		

私は、以上の内容を了解し確認しました。 平成〇年 〇月〇日 保護者名

＜幼稚園の個別の指導計画 様式例＞

幼児名： 年 組 名前 _____ 作成者： _____			
学期の目標			
ねらい	方法、手立て	具体的な状況	評価
		↑ 手立てを行った結果について、具体的に、客観的に記入する。	↑ 具体的な状況に書かれた内容についての評価を記入する。
		指導者の立場で、ねらいを達成するために、どのような支援、課題を、どのような場面で行うかについて具体的に記入する。	
		子どもの立場で「～できる」と具体的に表現する。	
		生活、言語、社会性、行動面、作業、運動・身体等の項目を必要に応じて記入する。	

私は、以上の内容を了解し確認しました。

平成〇年 〇月〇日 保護者名 _____

4 大阪市における安全教育

教育振興基本計画においては、最重要目標の一つである「子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現」に向けて、防災・減災教育や安全教育等により、「自ら危険を回避するために主体的に行動する」、「自他の安全に配慮し危険な環境を改善する、自他の生命を尊重し安全で安心な社会づくりに進んで参加する」など、安全を守るための力の育成が示されています。

交通事故において、近年、歩行中に死傷した人の年齢は、小学1年生が最も多いという結果が出ています。そして、小学生の事故はその3分の1が登下校中に起こっています。友達の行動の危険性は指摘できても、自分の行動の危険性を予測できないといった幼児期の発達特性を踏まえ、就学前施設においては、発達段階に応じた目標を設定するとともに、日々の保育を通して何をしておくか、何ができるのか等、教職員や地域の方等と考えて実践することが大切です。また、子どもが巻き込まれる犯罪の多発等を踏まえると、子どもが安心して成長できる場所は、就学前施設はもちろんのこと、子どもたちが生活する全ての場所で保障されなければなりません。

さらに、自然災害（地震、風水害等）も多い中、就学前施設においては、災害を想定した避難訓練や、保護者との災害における連絡体制の構築も必要です。

保護者・地域との連携による安全で安心できる教育コミュニティづくりに向けて、取り組んでいくことが今後の課題です。

就学前施設において防災教育について参考にできるように「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き」（平成27年9月改訂 大阪市教育局）の抜粋を示します。

第4章 災害時の学校園の役割 第2部 災害予防・応急対策 第7章 防災教育・訓練

第2-5節 防災教育の普及・防災教育

防災知識の普及啓発は、幼児期からその発達段階に応じ学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、市民等の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。

2-5-3 乳幼児・児童・生徒等に対する防火・防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校園における防災教育が重要である。学校園は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、各教科、道徳、特別活動等の指導における副読本等の教材・資料の作成、避難訓練や応急措置等の充実を図り、乳幼児・児童・生徒の発達段階や学校園等の実態に応じた防災教育を実施する。

第7章 防災・減災モデルカリキュラム

防災・減災教育モデルカリキュラム 発達段階に応じた目標

		知識・思考・判断	危険予測・主体的な行動	社会貢献・支援者の基盤
地域に生きる	幼	・ 日常の園生活において、危険な場所や遊び方を知り、安全な行動の仕方がわかる。（自助） ・ 災害発生時の行動の仕方がわかる。（自助）	・ 指示に従い、安全に行動できるようにする。（自助） ・ 素早く安全に行動する。（自助）	・ 先生や友達と協力して活動に取り組む。（共助）
	小1・2年	・ 友達や身近な人たちへの関心を高め、仲良く行動できるようにする。（共助） ・ 学校や校区にある安全な施設について知る。（自助）	・ 指示に従い、安全に行動できるようにする。（自助） ・ 素早く安全に行動する。（自助）	・ 集団の一員であることを自覚し、自分の仕事に責任をもって取り組む。（共助）

＜防災・減災教育モデルカリキュラム＞

幼児への防災教育は、火事や地震の恐ろしさ等を話やそれらに関する本の読み聞かせや遊びの中で、身を守る意識が高まり、身につくような方法で働きかける必要があります。

【幼稚園（例）】

ア．知識・思考・判断

- ・ 日常の園生活において危険な場所や遊び方を知り、安全な行動の仕方がわかる。（自助）
- ・ 災害発生時の行動の仕方がわかる。（自助）

イ．危険予測・主体的な行動

- ・ 指示に従い、安全に行動できるようにする。（自助）
- ・ 素早く安全に行動する。（自助）

ウ．社会貢献、支援者の基礎

- ・ 先生や友達と協力して活動に取り組む。（共助）

歳児別	内容	目標
3 歳	・ 遊具の安全な使い方を知らせ、何が危険なことかわかるようにする。 ・ 安全な園生活を過ごすために、必要な約束やきまりを知らせる。 ・ 避難訓練を行い、指導者の指示を聞き怖がらずに行動させる。 ・ 教職員と共に避難する。	ア ア イ ウ
4 歳	・ 園外に出るときの安全やマナーについての約束を知らせ、安全に気をつけて活動できるようにする。 ・ 避難訓練を通して、災害発生時の危険状況を知り、指示に従って速やかに避難できるようにする。 ・ 集団行動の仕方や約束を知り、周囲の様子に関心をもって、行動しようとする。 ・ 年下の幼児やお年寄りを思いやる気持ちをもつ。	ア イ ウ ウ
5 歳	・ 危険な場所や遊び方、災害時などの行動の仕方を再確認させ、安全な場で身を守る姿勢や行動を素早くとれるようにする。 ・ 身の回りの安全や季節の変化に関心をもち、けがをしないように気をつけて行動するようにする。 ・ 地震や津波の避難訓練を実施し、災害発生時の危険状況を理解し、生命を守ることの大切さを知らせる。 ・ 集団行動の仕方や友達とルールや手順に沿って動くことを理解し、協力して活動する。 ・ 年下の幼児やお年寄りを思いやる気持ちをもつ。	ア ア イ ウ ウ

詳しくは

大阪市ホームページ 教育委員会 初等教育

「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き」

（平成27年9月改訂 大阪市教育委員会）